

新型コロナウイルス感染症 医療用検査キットで陽性だった方へ

陽性のときは結果を登録してください。

※ 療養証明書は発行されません。

◆64歳以下で基礎疾患のない方

(インターネットができない方は、電話登録をご利用ください。)

青森県臨時Webキット検査センターの
「陽性者登録サイト」へ登録してください。



登録後の青森市保健所からの連絡はありません。

検査結果の判定ラインが確認できる写真データ等が必要です。詳しくはサイトをご確認ください。

- ◆65歳以上の方
- ◆64歳以下で基礎疾患のある方
- ◆インターネットができない方

登録後に、青森市保健所から電話等による連絡をする場合があります。

青森市保健所に電話で登録してください。 ➡ 青森市保健所 017-765-5282

自宅療養中は症状の変化に気を付けましょう

緊急性の高い症状

本人の症状

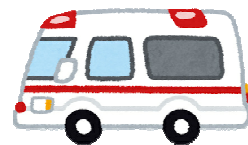
- 唇が紫色になっている
- 息が荒くなった(呼吸数が多くなった)
- 肩で息をしている
- 突然、息を吸うときにゼーゼーする(2時間も続く)
- 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする
- 首や脇の下等を冷やしても発熱(37.5℃以上)が続いて辛く、水分が摂れない
- 酸素飽和度(SpO2)95%以下が続く
※標準値は96~99%です。



左記の症状が見られた場合は、すぐに青森市保健所(017-765-5282)へご相談ください。



該当する項目があり、より緊急性が高い場合は119番で救急車を要請してください。



周囲から見た状態

- 顔色が明らかに悪い。顔面蒼白または唇のまわりが紫色
- いつもと違う、ぼんやりして反応が弱い
- もうろうとしている(返事がない)



◆配食サービスについて➡下記の条件を全て満たす場合は、青森市保健所へご相談ください。

- (1)単身者または家族全員が陽性(有症状)で、食料品等の買い出しをできる人がいない。
(無症状者、症状軽快後24時間経過している有症状者は、マスク着用等の感染対策をしたうえで食料品等の買い出しは差し支えありません)
- (2)市内に食料を届けてくれる方(親戚や知人等)がいない。
- (3)インターネットによるネットスーパーや出前などのサービスが利用できない。

◆宿泊療養について

現在、宿泊療養は、「同居のご家族に、がん治療中の人、人工透析、免疫抑制剤使用中の人など、重症化リスクの高いかたがいる場合」を対象としています。希望される場合は、青森市保健所へご相談ください。

青森市保健所
017-765-5282

最新情報については、青森市ホームページをご覧ください。



問い合わせ先 : 青森市保健所 感染症対策課

青森市佃2丁目19-13 TEL 017-765-5282 FAX 017-765-5202



※※療養期間中に保健所へ直接来所されることのないようお願いいたします。※※

R4.9.21作成

陽性の方の療養期間について

陽性者の療養期間 ※最短で解除となる場合の例

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
症状がある方	発症日	発症日から7日間経過し、かつ、症状が軽快した後24時間経過した場合は、8日目に療養解除							解除	10日間経過するまでは、検温など自身での健康状態を確認	
症状がない方	検査日	検査日(検体採取日)から7日間経過した場合、8日目に療養解除		陰性		解除	7日間経過するまでは、検温など自身での健康状態を確認		解除の日から、出勤や登校など外出可能となります。		
		加えて、検査日(検体採取日)を0日目として5日目に検査キットで陰性確認した場合は、6日目に療養解除可能									

発症日とは、喉の違和感、咳など、いつもと体調が異なる症状が出た日のことです。
 (例) 9/8にのどがイガイガしていて、9/10にはじめて熱が上がった場合は、9/8が発症日になります。

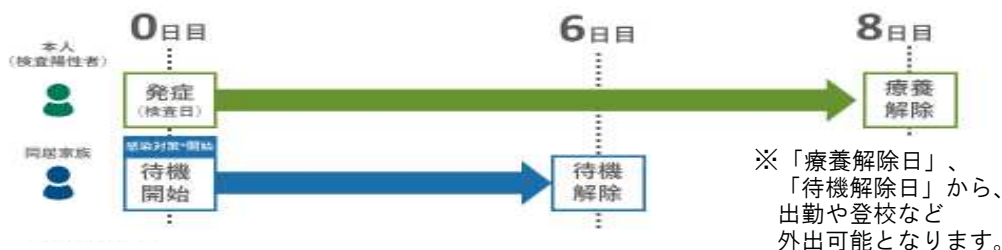
“解除の日”を過ぎても注意が必要です。

症状があった方は10日間、症状がなかった方は7日間が経過するまでは感染リスクがあります。検温など、ご自身による健康状態の確認や、高齢者等との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

同居されている方(家族等)の待機期間について

陽性者が発症(検査日)と同時に感染対策を開始した場合

「待機開始日」は、最後に陽性となった方の発症日もしくは家庭内で感染対策をとった日のいずれか遅いほうになります。



*感染対策とは…日常生活を送るうえで可能な範囲でのマスク着用、手洗い、手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施

参考: 神奈川県

ご家族の方(濃厚接触者の方)の症状が出た場合

同居の方は、基本的に濃厚接触者となります。そのため、同居の方も毎日ご自身で健康状態の観察を行い、症状がみられる場合は速やかに下記センター等へご相談・ご連絡ください。

・64歳以下で基礎疾患のない方は、青森県臨時Webキット検査センター



に申し込むと、ご自宅に検査キットが送られてきます。

・診療・検査医療機関・・・県ホームページ「診療・検査医療機関」を参照し、ご予約の上、受診してください。

